

>国立大学法人会計の仕組み

国立大学法人は、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特性に加え、主たる業務内容が教育・研究である等の特性を持っています。

そのため、通常の業務運営を行った場合には、基本的には利益は生じず、損益が均衡する仕組みとなっています。

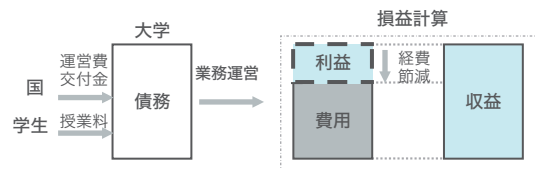
I. 国立大学法人会計基準の特徴

区分	目的	利害関係者	記帳形式	認識基準	決算書類	会計基準・法令
国立大学法人会計	財政状態・運営状況の開示、業績評価のための情報	国民その他の利害関係者	複式簿記	発生主義	財務諸表等 (B/S, P/L等)	国立大学法人会計基準
企業会計	財政状態・経営成績の開示	株主、投資家、債権者等	複式簿記	発生主義	財務諸表等 (B/S, P/L等)	企業会計原則
官庁会計	予算とその執行状況の開示	国民、住民	単式簿記	現金主義	歳入歳出決算報告書	財政法、会計法、予決算

II. 国立大学法人会計基準の特徴的処理①

国立大学法人は、学生からの授業料や患者からの病院収入をはじめとする自己収入、国からの運営費交付金等を財源として運営されています。

運営費交付金や授業料については、国や学生から受け取った際に、行うべき業務として債務認識します。これらの債務は、行うべき業務を実施すると、原則として期間の進行に応じて収益計上することとなり、効率よく業務を実施し、経費の節減に努めるなどの経営努力により、利益が発生することとなります。



III. 国立大学法人会計基準の特徴的処理②

運営費交付金や授業料等を財源として資産等を購入した場合、債務を一旦資産見返負債へ振り替え、減価償却に応じて戻入として収益計上します。よって、損益が均衡することになります。

例) 運営費交付金収入10 (資産10(2年償却)として支出)

	1年目	2年目	3年目
資産見返負債戻入			
資産見返負債	10		
収益	0	5	5
減価償却費			
資産	10		
費用	0	5	5
損益	0	0	0

損益が均衡する

IV. 国立大学法人会計基準の特徴的処理③

附属病院については、民間企業と同様に、収益と費用を認識します。

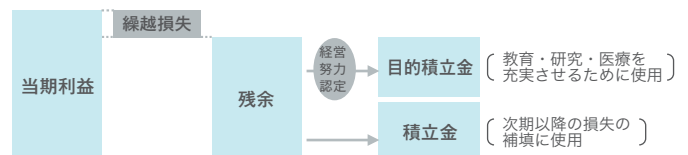
例えば、借入金を財源として資産等を購入した場合、借入金の返済期間と資産の減価償却期間の相違により、見かけ上の利益が発生します。

例) 借入金30 (2年で均等返済) (資産30(3年償却)として支出)

	1年目	2年目	3年目	4年目
借入金	30			
病院収益(借入返済)		15	15	
収益	0	15	15	0
減価償却費				
資産	30			
減価償却費		10	10	10
費用	0	10	10	10
損益	0	5	5	▲10

通期では、損益均衡

V. 国立大学法人の利益処分



利益が発生した場合、前期からの繰越損失を補填し、その残余について、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額を文部科学大臣へ申請し、経営努力の認定の後、目的積立金として教育・研究・医療を充実させるために中期計画の目的に従って使用することが可能となります。